

草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置
要綱を廃止する要綱

草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要綱（平成26年草津市教育委員会告示第14号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

○草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要
網

平成26年7月1日

教委告示第14号

(目的)

第1条 草津市立草津クリアホール防音音響整備工事（以下「工事」という。）を発注するにあたり、プロポーザルの提案内容の審査および選考を行うため、草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、工事を委託する業者を選定する。

- (1) 工事の実施方針に関する事。
- (2) 工事の手法および内容に関する事。
- (3) 業務実績に関する事。
- (4) 業務遂行体制に関する事。
- (5) 見積金額に関する事。
- (6) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ、招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、特に必要であると認めるときは、会議への関係者の出席を求めて意見

等の聴取を行うことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、草津市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が目的を達した日限り、その効力を失う。

別表

区分	所属	役職
委員長	教育委員会事務局	副部長(総括)
副委員長	生涯学習課	課長
委員	都市計画部	副部長(総括)
委員	教育施設整備室	副部長
委員	建築課	課長
委員	建築課	建築グループ長
委員	生涯学習課	文化振興グループ長

草津市文化振興計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果

▼意見募集期間：

平成30年1月19日（金）～平成30年2月19日（月）

▼意見提出者数：

2人（うち直接提出0件、郵送0件、ファックス0件、Eメール2件）

▼提出された意見の件数：

12件

▼提出された意見と回答：

別紙のとおり

問合せ先：

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会事務局 生涯学習課（市役所6階）

TEL：(077)561-2428 Fax：(077)561-2488 E-mail：shogaku@city.kusatsu.lg.jp

▼提出された意見と回答

▽意見を受けて計画の記載を修正したもの

No	意見（要旨）	回答
1	<p>[P.16 基本施策3 情報の収集および発信の充実について] 「ホームページや広報紙などの SNS 等を活用し・・・」とあるが、ホームページや広報紙と SNS は別ものであるので、「ホームページや広報紙、SNS 等を活用し・・・」に変更されてはいかがか。</p>	<p>御指摘のとおり、広報紙、ホームページ、SNS を区別するため、下記のとおり修正します。</p> <p>「広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、イベント情報や文化的資産などの文化振興に関する情報発信を行うことで、市民の文化活動を促進するとともに、都市の魅力向上を図ります。」</p>

▽意見内容について今後の事業実施の中で参考とするもの

No	意見（要旨）	回答
2	<p>[全体について] 条例は総花的な文言で構成されている印象が強いので、振興計画においてはさらに踏み込んだ具体的なものを示していただきたい。</p> <p>[参考：P.4] ①前文を例にしても、草津は街道文化しかないような感さえある。しかしながら、草津は対岸に大津京が成立したこともあり、白鳳時代から香しい文化が花開いていた土地柄だ</p>	<p>①本計画では、本市の歴史について全て触れることが困難であることから、特徴的な部分について記述しています。 施策の検討、展開の段階においては、本市の多様な文化に配慮し、進めてまいります。</p>

と思う。そういった部分にもきちんとスポットを当てた具体的計画を望む。

[参考：P.30]

2 ②さらに、役所の動きは、企画、実行の主体が曖昧になったり、ともすればたらい回しになる傾向があるように言われている。加えて、予算付けに際しても、遂行主体、計画の具体性等が整わなければ、往々にして絵に書いた餅、建前だけの掛け声倒れになることが懸念される。

成果が見えにくい文化芸術分野であるからこそ、担当主体をきちんと定め、時には予算権限を伴うチームリーダーの元で、関係各課からプロジェクトチームを編成するなどの柔軟な姿勢で取り組んで頂きたい。

[参考：P.16]

③文化芸術分野は心の豊かさと言われるように情緒的であり、成果が実感し難い反面、本来の人生の豊かさを示す指標である。

草津市文化振興条例が、単なるプログラム条例ではなく、真の意味で文化芸術豊かな草津市になるように、具体性のある振興計画づくりを期待する。とりわけ、草津市文化振興計画を広く市民へ広報し、理解を求めるための具体的なプランはあるのかという部分にも配慮願いたい。

②計画の推進体制については、P30の(2)事業実施に向けた連携体制に記載しています。

③本計画の周知については、平成30年度に文化振興パンフレットの作成やフォーラムを開催する予定であり、様々な機会を活用して積極的な情報発信を行ってまいります。

3	<p>[P.1 背景・目的]</p> <p>第1章「はじめに」の末尾、「文化の力によって都市の魅力を高めることを目的として」は考え違いではないか。</p> <p>文化振興は都市の魅力を高めるために取り組むのではなかろう。「市民の心の豊かさ」や「情操の涵養」を保証して、品格あるまちづくりに貢献するものだと思う。文化は、利用するのではなく、日々の営みの中からみんなで育て上げていくことを第一義にすべきだと思う。</p>	<p>文化は、その地域を知り、故郷を愛する心の礎になる資産であり、また、市内外に都市の魅力や特徴を発信することができる資産でもあります。</p> <p>本計画では、都市の魅力をさらに高めようとする「都市文化政策」だけでなく、豊かな人間性を涵養する文化に誰もが等しく触れ、文化的な生活を享受できるよう機会の充実を図る「市民文化政策」を基本方向として定めており、「自主性・創造性の尊重」とともに、3本の柱として文化を推進していきます。</p>
4	<p>[P.4 本市の主な文化的資産等について]</p> <p>第2章「文化資産一覧表」のうち、愛彩菜やホンモロコなどは産業資産というべきではないか。</p>	<p>愛彩菜、ホンモロコなどについては、本市の自然や風土から育まれてきた農作物や水産物であるため、「特産品」として位置付けています。</p>
5	<p>[P.14 基本施策1 協働による文化活動の推進について]</p> <p>分野に隔たりのない多様な文化に触れる機会を充実させるべく、各主体、特に民の力、市民の活力が活かされるネットワークが構築されることを期待する。</p>	<p>産学公民の連携により、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、オール草津で効果的に文化を振興できるよう働きかけ、より一層の協働に向けたネットワークの構築に取り組んでまいります。</p>

6	<p>〔P.16 基本施策3 情報の収集および発信の充実について〕 市の情報発信も大切ですが、各団体からの情報を集約あるいは発信をサポートできるようなHPがあれば良い。</p> <p>その際に、市民レポーターやえふえむ草津など民の力も活用することで、より草津の魅力が広く発信され、シビック・プライドの醸成や都市イメージの向上にも繋がっていくのではないかな。</p>	<p>文化振興に関する情報を、今まで以上に市民の皆様へ届けられるよう、有効な手法を研究してまいります。</p>
7	<p>〔P.23 基本施策10 文化的資産の継承および活用について〕 草津市は古代から湖上交通、白鳳期の仏教文化等、多くの文化的資産を有しており、これらの活用も望まれるところである。</p>	<p>文化的資産の活用については、性質や時勢に合わせた様々な手法により、その魅力が最大限に高められるよう取り組んでまいります。</p> <p>同時に、文化的資産の掘り起こしを行うとともに、有効な活用方法の研究を進めてまいります。</p>
8	<p>〔P.28 重点プロジェクト③ふるさと草津の心プロジェクトについて〕 文化振興計画の核になりアナウンス効果も高い文化振興事業を具体的に定めてほしい。他市には「音楽のまち」「俳句のまち」などがあるが、草津は和歌、連歌、俳諧、俳句の長い歴史があり「詩歌のまち」が候補になるのではないかな。</p>	<p>本市では、これまでも俳句や街道文化等の草津のルーツを大切にした文化振興事業に取り組んでまいりましたが、今後、重点的に推進する草津らしい個性ある文化については、重点プロジェクト③「ふるさと草津の心プロジェクト」において、多様な主体による研究体制を構築し検討する予定です。</p>

9	<p>[P.29 市民に期待される役割について]</p> <p>文化振興計画を実践する市民による推進団体を創設してほしい。</p>	<p>文化は、自由な発想や創造的な活動により生み出され、成熟するものであることから、市民による自主的かつ主体的な文化活動が期待されます。</p> <p>市としては、市民の文化活動に対する意識の高揚を図り、機運を醸成することに努めてまいります。</p>
10	<p>[参考：P.9 資金源の確保について]</p> <p>市民の文化活動を支援する資金的な裏付けを確保するため、「文化振興基金」を創設してほしい。</p> <p>基金は、民間寄付を受け付けたり、クラウドファンディング形式の資金集めも可能にする形がよい。</p>	<p>本市の文化を振興するためには、市民の草の根的な活動が必要不可欠であることから、「市民自らが行うこと」「市がサポートすること」の役割分担を明確にしつつ、必要な施策を検討してまいります。</p> <p>なお、本市では、クラウドファンディング事業者「FAAVO 滋賀」とパートナー協定を締結しており、市民公益活動団体（NPO 法人、ボランティアグループ）のクラウドファンディングの活用に取り組んでいます。</p>

11	<p>【参考：P.1 用語について】</p> <p>計画中の「文化」の用語のうち、これを「文化芸術」に置き換えた方がよいと思われる個所が多くあるので、できるところはすべて「文化芸術」に換えてほしい。</p>	<p>「文化」は、「芸術」も含む概念であることから、本計画では施策の対象を広く捉えるため「文化」という言葉を使用しています。</p>
12	<p>【参考：P.11 用語について】</p> <p>「シビック・プライド」は役所用語であり、一般にはほとんど流布していない。「愛郷心」「郷土愛」などに書き換えてほしい。</p>	<p>「草津市総合計画第3期基本計画」や「草津市シティセールス戦略基本プラン」において、草津市民であることに対する誇りや愛着を示す用語として「シビック・プライド」を使用しており、本計画においても、シティセールスの理解を深め、その機運を醸成するため、使用しています。</p> <p>なお、用語の説明については、資料編の用語集に記載しています。</p>

草津市文化振興計画（案）

パブリックコメントによる修正について

基本施策 3 情報の収集および発信の充実

市民が積極的に文化活動に取り組める環境を生み出すとともに、本市の魅力を市内外に伝えるためには、情報の収集と効果的な発信が必要となります。時代に即応した、誰もが情報を容易に得ることができる媒体の活用や文化に関する情報の積極的な発信に取り組めます。

成果指標	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H39
文化施設のホームページアクセス数 (PV)	228,000	230,300	232,600	232,600	232,600	239,700	250,000

※草津アミカホール、草津クリアホール、草津宿街道交流館、草津宿本陣、図書館、南草津図書館のホームページアクセス数の合計

➔ 市民文化政策および都市文化政策の推進につながる情報発信

ホームページや広報紙などの SNS 等を活用し、イベント情報や文化的資産などの文化振興に関する情報発信を行うことで、市民の文化活動を促進するとともに、都市の魅力向上を図ります。

さらに、文化振興に関する情報を今まで以上に市民へ届けられるよう、市民が情報収集しやすい情報発信の手法について研究し活用します。

■修正後

広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、イベント情報や文化的資産などの文化振興に関する情報発信を行うことで、市民の文化活動を促進するとともに、都市の魅力向上を図ります。

草津市文化振興計画【概要版】(案)

文化の薫り高い“出会い”と“交流”による創造都市を目指して

文化は人と人を結び、相互理解を深める営みであり、地域で育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。草津市では、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。そして、未来を担う子どもたちの豊かな心を育み、誰もが誇りをもって住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を大切に引き継ぎ、“出会い”と“交流”に満ちた草津らしい文化を創造、発展させていきます。

第1章～第2章 はじめに・本市を取り巻く文化振興の現状

計画策定の背景・目的

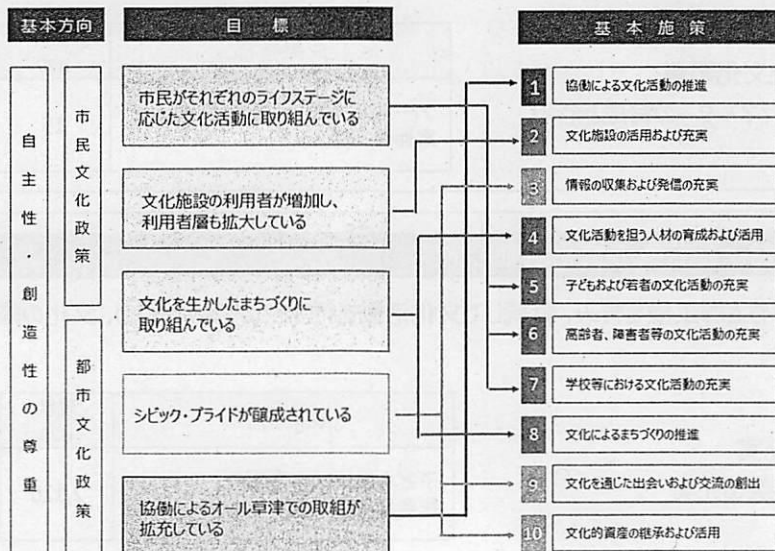
- 国は、人口減少社会の到来や地域コミュニティの衰退等が課題となる中、文化芸術を起爆剤とした地方創生の実現を目指しています。
- 本市は、草津市美術展覧会やくさつ市民アート・フェスタ等の文化事業の開催をはじめ、多様な表現の機会や交流の機会、優れた文化の鑑賞機会等の充実に努め、市民との協働で豊かな文化を育てています。
- より一層の文化振興を図るため、基本理念や各主体の役割を定めた「草津市文化振興条例」を平成29年7月1日に施行しました。その理念を具現化し、文化振興を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)草津市文化振興計画」を策定します。

位置づけと計画期間

- 本計画は、「草津市文化振興条例」第6条第1項に基づき策定し、文化振興を総合的かつ計画的に推進するとともに、「第5次草津市総合計画第3期基本計画」を推進するものです。
- 平成30年度～39年度の10年間を計画期間としますが、「草津市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図りながら、適宜見直しを行います。

第3章～第4章 本市文化振興の課題・基本方向と目標

文化振興条例の基本理念から「基本方向」を位置づけ、本市を取り巻く文化振興の現状を踏まえて整理した5つの課題から、計画期間で目指す将来像を設定し、「目標」として位置づけます。



第5章 基本施策・事業

基本施策1 協働による文化活動の推進

本市がこれまで推進してきた市民との協働を基本とし、協働の過程を通じてパートナーとしての関係を築き、共に学び、共に変わり、共に成長しながら、文化事業の充実に取り組みます。

- 市民との協働による文化事業
- 協働に向けたネットワークの構築

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
「市民主役のまちづくりが進んでいる」にそう思う、ややそう思うと答えた市民の割合(%)	18.0	23.0	28.0

基本施策2 文化施設の活用および充実

それぞれの文化施設の持つ機能が十分に発揮されるよう、民間活力を生かした事業の充実および施設の活用と利用促進に取り組みます。

- 民間活力を生かした文化施設の管理、運営
- 文化施設の活用および利用促進

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
文化施設の来館者数(人)	193,900	214,900	236,000

基本施策3 情報の収集および発信の充実

時代に即応した、誰もが情報を容易に得ることができる媒体の活用や、市内外に向けた文化に関する情報の積極的な発信に取り組みます。

- 市民文化政策および都市文化政策の推進につながる情報発信
- 条例および計画の周知

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
文化施設のホームページアクセス数(PV)	228,000	239,700	250,000

基本施策4 文化活動を担う人材の育成および活用

アーティスト、プロデューサー、コーディネーターの育成と活用を図るとともに、活躍の場を広げるための環境づくりに取り組みます。

- アーティストを活用した文化事業
- プロデューサー、コーディネーターの育成と活用

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
アートセンターに相談があった案件数(件)	15	30	30

基本施策5 子どもおよび若者の文化活動の充実

子どもや若者の豊かな感性と郷土愛を育み、継続して文化活動を行うきっかけとなるよう、文化の鑑賞や創作・体験の機会の充実に取り組みます。

- 文化の鑑賞機会の充実
- 文化の創作・体験機会の充実

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
子ども向け文化事業の総参加者数(人)	2,120	2,720	2,820

※各基本施策の成果指標における平成29年度値は一部推計値としており、進捗管理において確定値に置き換える場合があります。

基本施策6 高齢者、障害者等の文化活動の充実

文化活動に参加する環境が十分とは言えない人たちが、文化を通して人や地域とつながり、社会参加することが促進されるよう、文化の鑑賞や創作・体験の機会の充実に取り組みます。

- 文化の鑑賞機会の充実
- 文化の創作・体験機会の充実

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
障害者向け文化事業の総参加者数（人）	1,000	1,200	1,300

基本施策7 学校等における文化活動の充実

学校等において、優れた文化に触れることで、園児・児童・生徒の文化に対する理解を深めるとともに、文化に関する興味や関心を育むため、文化の鑑賞や創作・体験の機会の充実に取り組みます。

- 文化の鑑賞機会の充実
- 文化の創作・体験機会の充実

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
小・中学校における文化体験授業の実施回数（回）	640	650	700

基本施策8 文化によるまちづくりの推進

文化の生み出す価値を教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境をはじめとした様々な分野に生かすことにより、地域の諸課題の解決や、地域の活性化につなげます。

- 文化をツールとした地域課題の解決
- 文化をツールとした地域活性化

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
「文化・芸術の振興が図れているまち」にそう思う、ややそう思うと答えた市民の割合（％）	21.0	25.0	28.0

基本施策9 文化を通じた出会いおよび交流の創出

文化の創造および発展に向けて、世代や地域を超えた市民間の交流を促進するとともに、美術と音楽、メディア芸術と生活文化といった異なる分野の出会いと交流の創出に取り組みます。

- 出会いと交流の場づくり
- 文化の創造と発展の推進

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
「多様な交流活動の展開」に満足、やや満足と答えた市民の割合（％）	15.8	20.0	25.0

基本施策10 文化的資産の継承および活用

本市の貴重な文化的資産を、将来を担う子どもや若者に大切に引き継ぐとともに、それらの魅力や価値をさらに高めるための活用に取り組みます。

- 文化的資産の継承
- 文化的資産の活用

成果指標	現状 H29	中間値 H34	目標値 H39
「歴史資産の保全と活用」に満足、やや満足と答えた市民の割合（％）	32.3	35.0	38.0

第6章 重点プロジェクト

重点P

1

次世代文化体験プロジェクト

～「次代に向けて文化を育む事業」の研究と展開～



草津の文化を担う次世代を育成するとともに、大人になっても文化に親しむ基盤づくりを行うため、学校や地域社会等において幼少期から文化に触れることができる機会の充実を図ります。また、子どもや若者が草津に生まれ育ってよかったと思え、後に市民としての誇りやアイデンティティの礎となるような文化体験の機会を創出するための仕組みづくりに取り組みます。

写真

重点P

2

13万人の文化プロジェクト

～「文化で人と人がつながる事業」の研究と展開～



誰もが人として尊重され、社会参加することができる優しいまちを形成するため、高齢者、障害者等で文化活動に参加する環境が十分とは言えない人たちに向けた社会包摂プログラムの展開に取り組みます。また、働く世代で、文化活動のための自由な時間をつくりにくい人など、普段文化に触れる機会が少ない人でも参加しやすい、魅力的な文化事業の充実に取り組みます。

写真

重点P

3

ふるさと草津の心プロジェクト

～「草津らしさを発見する事業」の研究と展開～



市民のシビック・プライドを醸成するとともに、本市の文化の魅力を市内外に発信するため、本市の文化的資産の価値を再発見、再認識することができる機会の充実に取り組みます。また、メディア芸術や生活文化（食、ファッション等）、景観その他も含め、幅広い分野から新しい魅力の創出につながるものを重点的に推進することを検討し、草津らしい個性ある文化の創造を目指します。

写真

第7章 推進に向けて

各主体の役割

- 市民が文化に触れる機会の提供
- 文化活動への支援



事業者
教育機関等

市民

個性豊かで活力にあふれる
地域社会の創造

- 自主的かつ主体的な文化活動の実施
- 多様な文化活動を理解、尊重
- 世代や地域を超えた市民間の交流を促進
- 異なる分野の出会いと交流の深化

市

- 文化振興施策を総合的かつ計画的に推進
- 部局間連携による文化振興施策の実施

推進体制

- 計画の進捗管理、検証体制
- 事業実施に向けた連携体制
- 草津市文化振興審議会による計画の進捗管理
- 産学公民の連携によるオール草津での取組
- 関係部局相互の連絡調整を行う体制の整備

草津市いじめ防止基本方針（案）に関するパブリックコメントの実施結果

▼意見募集期間：

平成30年2月20日（火）～平成30年3月19日（月）

▼意見提出者数：

2人（うち直接提出2件、郵送0件、ファックス0件、Eメール0件）

▼提出された意見の件数：

4件

▼提出された意見と回答：

別紙のとおり

問合せ先：

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市教育委員会事務局 学校教育課（市役所6階）

TEL：(077)561-2437 Fax：(077)561-2488 E-mail：gakkyo@city.kusatsu.lg.jp

▼提出された意見と回答

パブリックコメントの実施結果による改定案の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、それぞれ具体的な取組にあたっての参考とさせていただきます。

№	意見（要旨）	回答
1	<p>[P.8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策]</p> <p>「いじめの防止等のために学校が実施する施策」が記載してありますが、この方針が学校現場に浸透し、着実に実行されることが重要だと思うので、しっかり取り組んでほしいと思います。</p>	<p>御指摘のように学校での取組が非常に重要と考えております。市基本方針に基づき、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員全員が内容の共通理解を図り、組織的な対応を行います。また、学校いじめ防止基本方針を各校のホームページに掲載し、児童生徒や保護者に説明を行うなど、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、いじめ防止に取り組んでまいります。</p>
2	<p>[P.8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策]</p> <p>いじめをなくすためにも、いじめの実態を公表するようにはどうでしょうか。具体的な内容がわかれば、同じようなことに出会ったときに対応できると思います。具体的な内容がわからなければ、児童生徒も対策のしようがないと思います。</p>	<p>個別ケースについては、加害・被害の児童生徒への影響を考慮し非公表とされております。</p> <p>一方で、児童生徒が具体的なケースに学び、いじめが決して許されないことやどうすれば未然に防止できるかを考えることなども非常に重要です。学校では弁護士を招いた学習等も行っており、今後も様々な工夫を施しながらいじめ防止に取り組んでまいります。</p>
3	<p>[P.8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策]</p> <p>いじめの被害にあった子どもの体や心への影響が心配されます。特に被害生徒の心のケアについても対策を考えてほしいと思います。</p>	<p>いじめ被害を受けた場合の児童生徒の心のケアについては、スクールカウンセラー等の専門家による支援や、教育相談活動等を通じ丁寧に対応してまいります。</p>

4	<p>[P.8~10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策]</p> <p>スマホやインターネットなどでいじめのニュースを聞きますが、どのように対処するのか考えてほしいと思います。</p>	<p>本市では、ICT教育環境の整備と併せ情報モラル教育にも力を入れております。便利なインターネットですが、誤った利用をすると予想を超えた被害に繋がることなど情報モラル教育を引き続き行います。また、中学校においては、生徒会が中心となってスマホルールを作成し注意を呼びかけており、保護者とも連携して取組を進めてまいります。</p>
---	---	--

インフルエンザの流行による幼・小・中学校(園)の臨時休業の状況

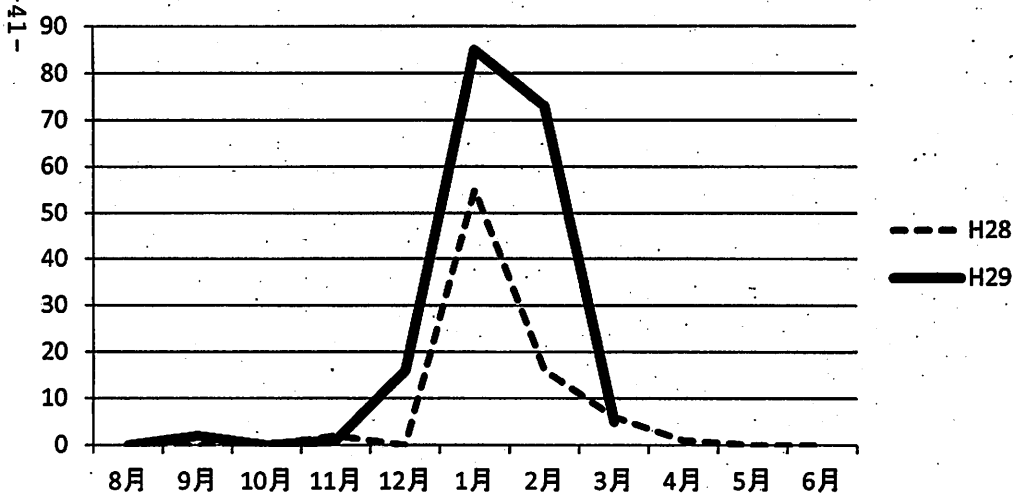
平成30年3月9日現在

病名	年度 月	平成28年度												平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
閉鎖された学級数		1	0	0	0	0	0	0	2	0	55	16	6	3	1	0	0	0	2	0	1	16	85	73	5
幼稚園	学級	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	2
小学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	2	0	24	9	4	3	1	0	0	0	2	0	1	16	61	41	3
中学校	学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	0

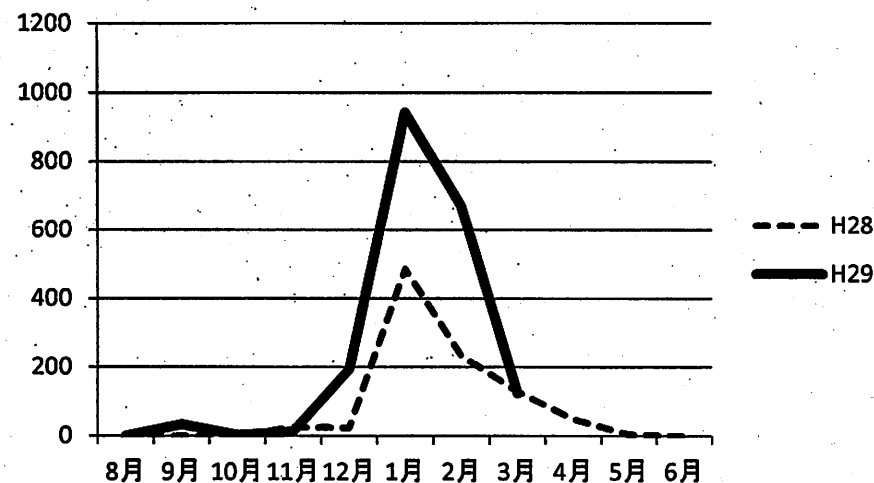
*インフルエンザ様疾患による出席停止報告数

病名	年度 月	平成28年度												平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インフルエンザ罹患者数		48	4	0	0	0	0	1	25	23	486	232	129	21	51	1	3	0	33	2	13	193	942	816	123
幼稚園	人	9	0	0	0	0	0	1	4	0	24	12	22	2	1	0	0	0	0	0	1	6	44	54	13
小学校	人	32	1	0	0	0	0	0	20	17	290	164	101	16	48	1	3	0	32	2	12	172	794	569	97
中学校	人	7	3	0	0	0	0	0	1	6	172	56	6	3	2	0	0	0	1	0	0	15	104	193	13

インフルエンザによる臨時休業発生状況 (閉鎖した学級数)



インフルエンザ罹患者数(出席停止人数)



※臨時休業の判断基準は20%の欠席を一応の目安に、流行状況や児童生徒の健康状態等を考慮しながら、学校医の指導助言を仰ぎ判断します。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
児童傘立て	23		361,000	草津市矢倉二丁目	H29年	矢倉小学校
屋外用テント	1		129,600	矢倉小学校PTA会長	8月23日	
パイプ椅子	300		810,000		9月25日	
パイプ椅子輸送用台車	1		37,368		10月20日	
小計			1,337,968			
春日家文書	25			横浜市鶴見区寺谷 春日 匡	H30年 2月3日	街道交流館
小計			0			
組立式書架	1		188,000	草津市矢倉二丁目 矢倉小学校図書ボランティア会	H30年 2月9日	矢倉小学校
小計			188,000			
万能スタンド	1	19,000	19,000	草津市青地町	H30年	志津幼稚園
マルチコーンズ	1	10,500	10,500	志津地区教育振興会会長	2月28日	
小太鼓台	1	5,397	5,397			
アルミ竹馬	6	5,416	32,500			
ゴザシート	4	6,104	24,416			
トランシーバー	1	8,187	8,187			
小計			100,000			
ラジカセ・速度調節付ラジカセ	3	7,333	22,000	草津市青地町	H30年	志津幼稚園
長縄用スタンド	1	28,000	28,000	草津市立志津幼稚園PTA会長	2月28日	
小計			50,000			
ジャングルジム	1		400,000	草津市上笠四丁目2番25号	H30年	老上小学校
雲梯	1		370,000	オウミ住宅(株)	3月1日	
ブランコの境界柵	1		230,000	代表取締役 奥本秀樹		
小計			1,000,000			

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
デジタルカメラ	2	13,056	26,112	草津市野路九丁目	H30年	玉川幼稚園
掃除機	2	11,944	23,888	草津市立玉川幼稚園PTA会長	3月1日	
小計			50,000			
シンバル	1	32,000	32,000	草津市上笠一丁目	H30年	笠縫幼稚園
シンバルスタンド	1	10,000	10,000	笠縫学区自治連合会会長	3月4日	
逆上がり補助器	1	32,000	32,000			
小計			74,000			
ホカット(暖房器具)	1		236,300	新堂中学校卒業生一同	H30年	新堂中学校
					3月13日	
小計			236,300			
ミニコンプレッサー	1		20,162	草津市野路九丁目	H30年	玉川小学校
CDラジカセ	2		27,648	草津市立玉川小学校PTA代表	3月16日	
小計			47,810			
掃除機	1	28,944	28,944	草津市矢倉二丁目	H30年	矢倉幼稚園
				草津市立矢倉幼稚園PTA会長	3月15日	
小計			28,944			
掃除機	1	44,000	44,000	草津市南山田町	H30年	山田幼稚園
掃除機用紙パック	6	726	4,360	草津市立山田幼稚園PTA会長	3月15日	
平均棒	1	43,200	43,200			
小計			91,560			
合計			3,204,582			